

新潟県小児慢性特定疾病指定医指定要領

制定 健 第1717号 平成26年12月15日
第 1次改正 健 第1401号 平成27年12月 1日

第1 趣旨

この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第1項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うため、同項に規定する指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定について、必要な事項を定めるものとする。

第2 小慢指定医の職務等

- 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。
- 2 小慢指定医は、法第21条の4第1項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。

第3 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であって、次のいずれかに該当、かつ、第2の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者であること。
 - （1）別表1の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。
 - （2）都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。
- 2 1の「実務経験」の詳細については、以下のとおり取り扱う。
 - （1）実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断又は治療（小児

慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。)をいうこと。

(2) 実務経験の期間については、以下のとおり取り扱う。

ア 主として患者の診断又は治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断又は治療を全く行っていない期間を除くこと。

イ 1のとおり、臨床研修を受けている期間を含むこと。

ウ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療を行った期間など、患者の診断又は治療に係る業務等に従事した期間については、これを含むこと。

3 1の「職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる」の判断については、小慢指定医の指定の申請時に提出される申請者の経歴書(様式第2号)の記載内容等を参考に判断することとする。

なお、実務経験及び1の(1)又は(2)の要件を満たしていれば、小慢指定医の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると判断することとする。

第4 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

(1) 小慢指定医の指定を受ける対象は、新潟県内(新潟市を除く。)に所在する医療機関に勤務する医師とする。

(2) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」(様式第1号)に、次のア～エに掲げる書類を添付して、知事に提出すること。ただし、ア～エに掲げる書類により証明すべき事実を、公簿等によって知事が確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

また、複数の医療機関に勤務する場合であって、その勤務地が新潟県外(新潟市含む。)に所在する医療機関の場合には、各々の都道府県知事等に申請すること。

なお、指定申請書には、医療意見書を作成することが想定される医療機関(新潟県内(新潟市を除く。)に所在する医療機関に限る。)については、すべて記載すること。

ア 診断又は治療に5年以上従事したことを証する「経歴書」(様式第2号)

イ 医師免許証の写し

ウ 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し

エ イ又はウの書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

第5 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

(1) 知事は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式第3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（エを除く。）について公表する。

ア 医師氏名

イ 診療に従事する医療機関の名称及び所在地

ウ 診療に従事する医療機関において担当する診療科名

エ 指定年月日及び指定有効期間

(2) 小慢指定医は、患者の医療意見書を作成する際に、指定通知書に記載されている指定医番号を当該医療意見書に記載すること。

(3) 小慢指定医は、自らの責任のもと指定通知書を管理するものとし、当該指定通知書の有効期間についても十分注意すること。

なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小慢指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消す場合がある。

(4) 小慢指定医は、指定通知書を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは当該指定通知書を添付）を知事に届け出ること。

2 小慢指定医の指定の特例（経過的特例）

知事は、平成29年3月31日までの間に限り、第3の1の(1)又は(2)に掲げる要件を満たしていない医師であっても、その申請に基づき、平成27年1月1日において診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、これまでに小児慢性特定疾患治療研究事業に係る診断書の作成や治療を行った実績があるなどの経験を有する者を小慢指定医に指定する場合がある。

ただし、当該小慢指定医であることを保持し続けるためには、平成29年3月31日までに小慢指定医育成研修を修了しなければならないが、当該研修を平成29年3月31日までに修了しなかった場合には、当該小慢指定医の指定については、平成29年4月1日以降その効力を失うことになるので留意すること。

また、当該研修の修了後は速やかにその旨を知事に届け出ること。

3 小慢指定医の指定の申請の不認定

(1) 知事は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第7条の10に規定する要件（第3の1に掲げる要件）を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しない。

また、知事は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、実務経験を有し、規則第7条の10第1項各号に掲げる要件（第3の1の(1)又は(2)）を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしない。

(2) 知事は、規則第7条の10第2項の規定により小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不適当と認められる者については、小慢指定医の指定をしない。

(3) 知事は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を、申請を行った医師に交付する。

第6 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

1 小慢指定医は、以下の(1)～(6)の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定疾病指定医変更届出書」（様式第4号）に指定通知書を添えて、知事に届け出ること。

この場合において、知事は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付する。

(1) 氏名

(2) 居住地

(3) 連絡先

(4) 医籍の登録番号及び登録年月日

(5) 担当する診療科名

(6) 医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

2 知事は、1の変更の届出があったときには、必要に応じて、その旨を公表する。

ただし、当該届出をした小慢指定医が診療に従事しているとして公表している医療機関に係る変更の場合は必ず公表する。

第7 小慢指定医の指定の更新

1 小慢指定医は、有効期間が終了するまでの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」（様式第5号）により、更新の申請を行うこと。

- 2 知事は、申請者より指定医更新申請書の提出があった場合には、第5の1及び3に準じて、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式第3号）又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付する。
- 3 知事は、第3の1の（1）の要件（専門医要件）で小慢指定医の指定を受けた医師については、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をする場合がある。

第8 小慢指定医の指定の辞退等

- 1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、知事に「辞退届」（様式第6号）により届け出ること。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設ける必要があることに留意すること。
- 2 1により、辞退の届出があったときは、知事は、その旨を公表する。

第9 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不相当と認められるときは、知事はその指定を取り消す場合がある。

なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、医療意見書の作成を行うこともできないと想定されるが、「その他小慢指定医として著しく不相当と認められるとき」に該当するものとして取り扱う場合がある。
- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を知事に返納すること。
- 3 知事は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月15日から施行する。
- 2 平成26年度中に申請等があったもので、別紙様式の項目を満たす場合は、任意様式でも申請等を受理するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

別表 1

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医

認定機関	専門医の資格
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
脳神経外科専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医
	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
頭頸部がん専門医	
放射線治療専門医	
放射線診断専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医